

「わたしとあなたを大切にするあったかプラン－第4次安芸高田市男女共同参画プラン－」
(案) へのパブリックコメント募集要領

安芸高田市では、性別による固定的な役割分担意識や慣習にとらわれることなく、人権が尊重され、人がそれぞれの個性と能力を発揮して活躍できる男女共同参画社会を目指しています。

これまで男女共同参画推進審議会を通して様々な意見をうかがってきました。その意見を踏まえて、このたび、2027(令和9)年度からの5か年計画となる「わたしとあなたを大切にするあったかプラン－第4次安芸高田市男女共同参画プラン－」(案)を作成しました。

市民をはじめ、安芸高田市に関係する皆さまからの意見を募集します。幅広いご意見をお寄せいただきますようお願いいたします。

1.意見の募集期間

2026年7月15日(水)～8月31日(月) 必着

※郵送の場合は、8月31日(月) 消印有効

2.計画(案)の閲覧場所

- ・安芸高田市ホームページ
<https://www.akitakata.jp/ja/shisei/section/jinkentabunka/>
- ・市役所人権多文化共生推進課(本庁舎第2庁舎1階)及び各支所窓口
- ・吉田・八千代・甲田・たかみや 各人権福祉センター窓口

3.意見を提出できる方

- (1) 市内に住所を有する方
- (2) 市内に通勤、通学されている方
- (3) 計画の内容に利害関係を有している方

4.意見提出要領

(1) 記載要領

- ・意見書の様式は自由です。(参考様式はお示しします。)
- ・意見書には、3.意見を提出できる方の区分((1)～(3))、氏名(団体の場合は団体名、代表者名)、住所、連絡先(電話番号又は電子メールアドレス)を記入して、提出してください。
- ・件名は「安芸高田市男女共同参画プラン(案)に関する意見」と明記してください。

(2) 提出方法

以下のいずれかの方法により提出してください。

ア 郵送の場合

〒731-0592 安芸高田市吉田町吉田 791 番地

イ Web フォームの場合

Web フォームに入力



ウ ファックスの場合

FAX 番号：0826-47-1206

エ 持参する場合

市人権多文化共生推進課、市役所各支所及び各人権福祉センター窓口

(3) 留意事項

- ・窓口及び電話等での口頭による意見の受付は行いません。
- ・いただいた意見に対して、個別の回答は行いません。
- ・いただいた意見について、氏名、住所、電話番号、電子メールアドレスを除き公開される可能性があります。

5.パブリックコメント結果の公表結果

- ・いただいた意見、意見に対する市の考え方等を整理し、市ホームページなどで公表します。
- ・この際に住所、氏名等は公表しません。

6.お問合せ先

安芸高田市 市民部 人権多文化共生推進課

電話 0826-42-5630

ファックス 0826-47-1206

住所 〒731-0592 安芸高田市吉田町吉田 791 番地